



国土建第216号
 国土建整第71号
 平成26年12月25日

佐賀県県土づくり本部長 殿

国土交通省土地・建設産業局
 建設業課



建設市場整備課長



外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられました。

また、この緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人材（以下「外国人建設就労者」という。）の受入れを行う外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（平成26年国土交通省告示第822号）が定められたところです。

外国人建設就労者受入事業においては、技能実習制度自体に適正化が求められていることを踏まえ、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制を構築することとしており、行政、外国人建設就労者の受入れを行う監理団体、受入企業及び元請企業が一体となって適正な監理に取り組んでいくことが必要です。元請企業においても、外国人建設就労者の受入れを行う下請企業に対する指導等の取組を講じることが求められております。

今般、工事現場における外国人建設就労者の受入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に外国人建設就労者の従事状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図るため、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

貴職におかれましては、外国人建設就労者受入事業の趣旨を御理解いただき、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市区町村に対しても、参考として周知方お願いします。